3　第一項の規定により同項の帳簿を作成した公社債等の譲渡の対価の支払者は、前項の確認書類の提示を受けた場合には、当該帳簿の第一項に規定する事項を、当該確認書類に記載されている事項に訂正しておかなければならない。

4　公社債等の譲渡の対価の支払者は、第一項に規定する帳簿を、当該帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中所得税法施行規則第九十条の二の改正規定　平成二十八年一月一日

二　第一条中所得税法施行規則第八十一条の五第一項第一号ニの改正規定　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（給与等の支払者による証明等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十六条の五第二項（給与等の支払者による証明等）の規定は、個人がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百三十七号。以下「改正令」という。）第一条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正後の所得税法施行令第百六十七条の三第一項第一号（給与所得者の特定支出の範囲）に規定する料金の支出について適用し、個人が施行日前にした改正令第一条の規定による改正前の所得税法施行令第百六十七条の三第一項第一号（給与所得者の特定支出の範囲）に規定する料金の支出については、なお従前の例による。

（告知に関する経過措置）

第三条　新規則第八十一条の二十一第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）の規定は、施行日以後に同条第二項の届出書を提出する場合について適用する。

2　新規則第八十一条の三十六第五項（先物取引の差金等決済をする者の告知）の規定は、施行日以後に同条第四項の届出書を提出する場合について適用する。

○財務省令第二十一号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百三十八号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定に基づき、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条―第三十条」を「第二十八条の五―第三十条の三」に、「第三十七条の七」を「第三十七条の七の三」に、「第一章　各事業年度の所得に対する法人税（第六十条の三―第六十一条）　第二章　退職年金等積立金に対する法人税（第六十一条の二）　第三章　青色申告（第六十二条）」を「第一章　国内源泉所得（第六十条の三）　第二章　各事業年度の所得に対する法人税　第一節　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第六十条の四―第六十条の十）　第二節　その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第六十条の十一）　第三節　税額の計算（第六十条の十二―第六十条の十四）　第四節　申告、納付及び還付　第一款　中間申告（第六十一条―第六十一条の三）　第二款　確定申告（第六十一条の四―第六十一条の七）　第三款　還付（第六十一条の八）　第三章　退職年金等積立金に対する法人税（第六十一条の九）　第四章　青色申告（第六十二条）　第五章　恒久的施設に係る取引に係る文書化（第六十二条の二・第六十二条の三）」に改める。

第一条中「適格現物分配」の下に「（恒久的施設」を、「第十二号の十五まで」の下に「、第十二号の十八」を、「、適格現物分配」の下に「、恒久的施設」を加える。

第四条の二中「第五条第一項第五号ヌ」を「第五条第一項第五号リ」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四条の五中「第五条第一項第二十九号ヲ」を「第五条第一項第二十九号ル」に改める。

第五条中「第五条第一項第二十九号ワ」を「第五条第一項第二十九号ヲ」に改め、同条第三号及び第四号中「すべて」を「全て」に改める。

第五条の二第一項中「第五条第一項第二十九号カ」を「第五条第一項第二十九号ワ」に、「すべて」を「全て」に改める。

第六条中「第五条第一項第二十九号タ」を「第五条第一項第二十九号ヨ」に改め、同条第三号及び第四号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第八条の六第一項第一号中「認められるもの」を「認められる者」に、「場合の」を「場合（次号において「三人以上選任される場合」という。）の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　再建計画に係る債務者である内国法人に対し株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十四条第一項（支援基準）に規定する再生支援（当該再生支援に係る同法第二十五条第四項前段（再生支援決定）の再生支援をするかどうかの決定を同法第十六条第一項（権限）の規定により同項の委員会が行うものに限る。以下この号において「再生支援」という。）をする株式会社地域経済活性化支援機構（当該再生支援につき同法第三十一条第一項（出資決定）に規定する債権買取り等をしない旨の決定が行われる場合には、当該再建計画に係る債務処理について利害関係を有しない者として株式会社地域経済活性化支援機構により選任される債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者（当該者が三人以上選任される場合の当該者に限る。）とする。）

第二十二条の四第六号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「マンション建替組合」の下に「及び同法第百十六条（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合」を加える。

第二十五条の四の二第十三号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

第二十六条の四第二項中「及び第四項において「欠損等法人」を「において「欠損等法人」を「第四項第二号」を「第四項第一号」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十七条の十四第二号中「第二十一条第八項第五号（海外投資等損失準備金）」を「第二十一条第六項第五号（海外投資等損失準備金）、第二十一条の二第三項第五号（新事業開拓事業者投資損失準備金）」に、「第二十二条の七第七項第六号及び第九項第六号」を「第二十二条の七第六項第六号及び第八項第六号」に改める。

第二十七条の二十第二項第一号中「第九十一条」を「第五十四条の四」に改める。

第二編第一章第二節中第二十九条の前に次の六条を加える。

（共通費用の額の配分に関する書類）

第二十八条の五　令第百四十一条の二第四項（国外所得金額の計算）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　令第百四十一条の二第三項に規定する共通費用の額の配分の基礎となる費用の明細及び内容を記載した書類

二　令第百四十一条の二第三項に規定する合理的と認められる基準により配分するための計算方法の明細を記載した書類

三　前号の計算方法が合理的であるとする理由を記載した書類